

中小企業の事業資金調達をサポート

東京信用保証協会のご案内

都内19万社の中小企業の皆さまにご利用いただいております

東京信用保証協会とは

東京信用保証協会は「信用保証協会法」に基づく公的機関です。事業経営に取り組んでいる中小企業のお客さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証人となることで借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援しています。

東京信用保証協会プロフィール
2017年3月現在

- 根拠法律：信用保証協会法
- 基本財産：2,882億円
- 保証残高：3兆2,720億円
- 事業開始：1937年(昭和12年)9月2日

保証残高

3.3兆円

利用企業数

19万社

お気軽に保証相談をご活用ください

- 信用保証に関するご相談は、本・支店保証課において、随時承っております。
- 担当地域制をとっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口にお気軽にお越しください。担当地域については、以下の事業所一覧をご参照ください。「創業アシストプラザ」では、これから創業される方や創業されて間もない方を担当しております。
- お越しいたご時に、決算書(2期分)などの資料をお持ちいただければ、より詳しい相談が可能になります。また、その際にはご本人を確認するための資料(運転免許証等)をお持ちください。
- 当協会ではお客さまのご意見、ご要望等を業務に生かすように努めておりますので、お気軽にお寄せください。
- **いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介入する保証申込は取り扱いたしませんので、ご注意ください。**
- 当協会は、個人情報の授受について、その利用目的および第三者への提供に係るお客さまの同意をあらかじめ確認する等、個人情報保護法および金融庁ガイドライン等を順守しています。

東京信用保証協会 事業所一覧

○本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17

保証部

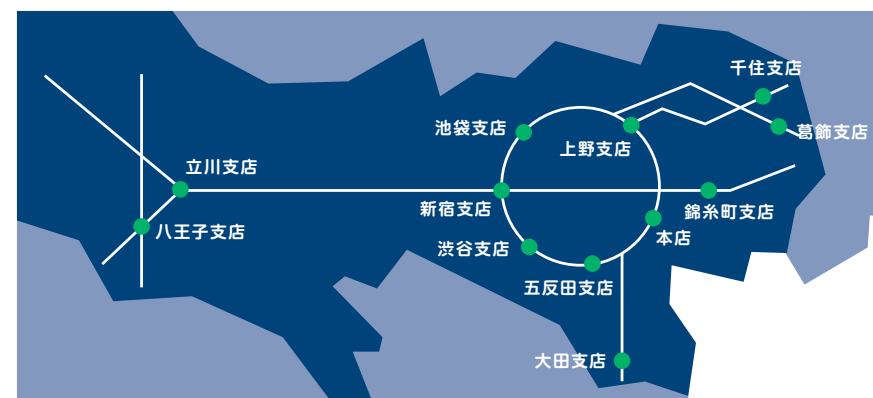
【担当地域】千代田・中央・港・島嶼
TEL 03-3272-3151 FAX 03-3272-3155

創業アシストプラザ

創業に関する保証について【担当地域】23区・島嶼
TEL 03-3272-2279 FAX 03-3272-2508

経営支援課

経営支援・社債保証について【担当地域】都内全域
TEL 03-3272-3084 FAX 03-3272-1970



○池袋支店

【担当地域】豊島・板橋・練馬
〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階
TEL 03-3987-5445 FAX 03-3987-7523

○五反田支店

【担当地域】品川・目黒
〒141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階
TEL 03-5447-8250 FAX 03-3443-1130

○錦糸町支店

【担当地域】墨田・江東・江戸川
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階
TEL 03-5608-2011 FAX 03-5608-2320

○新宿支店

【担当地域】新宿・中野・杉並
〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階
TEL 03-3344-2251 FAX 03-3344-2390

○千住支店

【担当地域】足立・荒川
〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階
TEL 03-3888-7231 FAX 03-3888-7293

○上野支店

【担当地域】台東・文京・北
〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
TEL 03-3847-3171 FAX 03-3847-3191

○渋谷支店

【担当地域】渋谷・世田谷
〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階
TEL 03-5468-0135 FAX 03-5468-1037

○葛飾支店

【担当地域】葛飾
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5 東京都東地域中小企業振興センター3階
TEL 03-5680-0801 FAX 03-5680-0807

○大田支店

【担当地域】大田
〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 東京都城南地域中小企業振興センター3階
TEL 03-5710-3610 FAX 03-5710-3091

○立川支店

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階
保証課【担当地域】八王子支店担当地域以外の多摩地区
TEL 042-525-6621 FAX 042-525-8712

創業アシストプラザ多摩分室 創業に関する保証について【担当地域】多摩地区
TEL 042-525-3101 FAX 042-525-3381

○八王子支店

【担当地域】八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
〒192-0046 八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階
TEL 042-646-2511 FAX 042-646-1970

お申し込みの流れ

保証のお申し込みには、
2つの方法があります。



さまざまな保証メニューをご用意しています

これから創業したい、
創業して間もない方へ

創業融資(創業)

- 融資限度額……2,500万円
- 融資期間………運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

資金ニーズに合わせた
お借入、ご返済を希望される方へ

当座貸越根保証

- 融資限度額…3,000万円(当貸ホップ)
2億8,000万円(当貸1)
2,000万円(当貸2)
※いずれも100万円以上
- 融資期間………2年以内(当貸ホップ)
1年または2年(当貸1・2)

資本市場からの
資金調達を行う方へ

特定社債保証(私募債)

- 一回の最低発行額……3,000万円
(保証金額 2,400万円)
- 発行最高限度額………5億6,000万円
(保証限度額 4億4,800万円)
- 融資期間………2年以上7年以内

取引先の倒産、災害、
取引金融機関の破綻などにより
経営の安定に支障が生じている方へ

セーフティネット保証

- 保証限度額……8,000万円(無担保保証)
2億円(普通保証)
- ※すでにご利用中のセーフティネット保証を含む
- 融資期間………最長で10年
- ※通常の申込書類の他に区市町村長の認定書が必要となります

「売掛債権・棚卸資産」を
活用し資金調達を行う方へ

流動資産担保融資(ABL)

- 保証限度額………2億円
(融資限度額 2億5,000万円)
- 融資期間………1年以内

連帯保証人について

個人事業者	原則不要
法人	原則として代表者
組合	代表理事以外は原則不要

信用保証協会ご利用のメリット

1 無担保でのご利用が可能

信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。

2 ニーズに応じた資金調達が可能

協会独自の制度のほか、東京都・区市町の「制度融資」がご利用可能です。
短期資金から最長20年の設備資金まで豊富なメニューをご用意しています。

3 さまざまな経営支援メニューのご利用が可能

信用保証による金融支援のほか、経営に関するご相談、ビジネスフェアや公開講座の開催など、経営支援も行っています。

信用補完制度の仕組み



ご利用いただける中小企業の規模

資本金または従業員数のどちらか一方が該当していればご利用いただけます。

- 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。
- 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。なお、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。
- 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むこと等が要件です。
- 「医業を主たる事業とする法人」とは、医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等をいいます。

※1：自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。
 ※2：NPO法人の場合、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は、従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数5人以下が小規模企業となります。

※従業員数が下表のカッコ内に該当する場合、小規模企業者を対象とした保証制度をご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数（小規模企業者）
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下（20人以下）
ゴム製品製造業※1	3億円以下	900人以下 ^{※2} （20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業	5,000万円以下	100人以下（5人以下）
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000万円以下	100人以下（20人以下） ^{※2}
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※2} （20人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下（20人以下）

保証審査のポイント

次の4つのポイントを重点に審査をします。

Point 1
保証資格
規模・業種等の各要件

Point 2
資金使途
借入目的
必要性
効果等

Point 3
返済能力
資金繰り
資金調達力
財務諸表等

Point 4
経営者
企業経営力
経営意欲
信頼性等

○その他、技術力、将来性などを総合的・多角的に検討し、保証を決定します。

信用保証料について

信用保証料は、借入金額・保証料率・借入期間・返済方法により算出します。

基本となる保証料率はお客さまの経営状況等を踏まえた9区分の料率体系^{※1}となっており、料率区分は「中小企業信用リスク情報データベース（CRD）^{※2}」の評価により決定します。

○「中小企業会計割引（会社が対象）」や「有担保割引」など保証料率の割引制度もございます。

※1：セーフティネット保証や特別小口保証など一律の保証料率が適用される保証制度があります。また、東京都制度など低料率が適用されるものもあります。
 ※2：中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

区分	基本となる保証料率								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

責任共有制度とは

平成19年10月より保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として導入されました。従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関がいずれの方式を採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はありません。

対象となる制度・・・原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証	保証対象となる保証
・経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証	・創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
・災害関係保険に係る保証	・小口零細企業保証制度
・特別小口保険（中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号の小規模企業者に限る）に係る保証	・破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
	・東日本大震災復興緊急保険に係る保証 など

※従来からの部分保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証等）については金融機関の方式の選択にかかわらず、部分保証となります。

経営支援への取り組み

「信用保証」による金融支援とともに、経営支援にも積極的に取り組んでいます。

江戸・TOKYO 技とテクノの融合展

中小企業の皆さまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、事業拡大に寄与することを目的としたビジネスフェアを開催しています。



「企業サポート推進プロジェクト」の取り組み

業績の低迷など、様々な経営課題を抱えたお客さまを対象に、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決支援スキーム「企業サポート推進プロジェクト」に取り組んでいます。

公開講座・地域密着イベント

創業者向けの「公開講座」や「創業スクール」も実施しています。また、地域の金融機関や関係機関が主催するイベントにも積極的に参加・出展しています。

産学連携の取り組み

当協会と大学がそれぞれ有するノウハウを活かし、共同で中小企業者に提供することは経営支援機能充実の面からもメリットが大きいことを踏まえ、産学連携を地域の中小企業支援ツールの一つとして取り組んでいます。



メールマガジン会員募集中!

当協会では、経営に役立つメールマガジンを配信しています。新たな保証制度の取り扱いや、中小企業イベントの開催、無料公開講座のご案内など、一定早く「オススメ情報」をお届けします。当協会ホームページにて、ぜひご登録ください!

登録無料

ご利用になれない方

反社会的勢力は信用保証協会をご利用になれません。（なお、ご利用にあたっては、申込人や保証人の方が反社会的勢力に関係しないことの確約が必要です。）

農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業や連鎖販売業（マルチ商法）、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他当協会が公的機関として積極的に支援するのは難しいと判断した業種や販売形態を営む方。その他、規模・業種・所在地・資金使途などの要件を備えていても保証できない場合があります。

主なものとしては

1. 当協会および他の保証協会の代位弁済先で、協会に求償債務が残っている場合
2. 原則として、協会に対して求償権の保証人として保証債務を負っている場合
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている場合（原則、1回目の不渡を出して6か月を経過していない方も含みます）
4. 法的整理（破産手続開始、会社更生など）、内整理等私的整理中の場合（申立中の場合を含みます）
 ※民事再生法の再生計画の途上にある等、所定の要件に該当する場合は、企業再生支援融資「企業再建」または事業再生保証「再生」を利用できる場合があります。
5. 協会の保証付融資または金融機関固有の融資について延滞等の債務不履行がある方
6. 保証申し込みにあたって、暴力団、金融斡旋屋等の第三者が介在した場合

上記の事例に該当しない場合でも、総合的な判断の結果、お取り扱いできない場合があります。

※詳細につきましては本店・各支店保証課までお問い合わせください（後頁の事業所一覧をご参照ください）。